

附則様式（附則第2項関係）

（第1面）
特定再生資源屋外保管業営業届出書

令和〇年 〇月 〇日

（宛先）埼玉県知事

届出者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
埼玉金属スクラップ株式会社
代表取締役 埼玉 太郎
電話番号 048-830-3133
担当者名 埼玉次郎
電子メールアドレス 〇〇@pref.saitama.lg.jp

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（以下「条例」という。）附則第2条第2項の規定により、従前の特定再生資源屋外保管業の営業について、関係書類及び図面を添えて次のとおり届け出ます。

特定再生資源屋外保管事業場の所在地	(事業場 No. 1) 埼玉県〇〇市●●〇〇番 (事業場 No. 2) 埼玉県●●市〇〇●●番			
特定再生資源屋外保管事業場の敷地面積	(事業場 No. 1) 700 m ² (事業場 No. 2) 1,000 m ²			
特定再生資源屋外保管事業場の構造	添付書類2のとおり			
特定再生資源屋外保管事業場の設備	添付書類1のとおり			
保管 (事業場 No. 1)				
保管の場所	位置	面積	保管物の区分	保管物を積み上げる高さ
1	添付書類2のとおり	32 m ²	(1) 金属スクラップ (2) プラスチック類 (3) 雑品スクラップ	4.0 m
2	添付書類2のとおり	32 m ²	(1) 金属スクラップ (2) プラスチック類 (3) 雑品スクラップ	4.0 m
3	添付書類2のとおり	40 m ²	(1) 金属スクラップ (2) プラスチック類 (3) 雑品スクラップ	2.5 m
4	添付書類2のとおり	25 m ²	(1) 金属スクラップ (2) プラスチック類 (3) 雑品スクラップ	2.5 m

5	添付書類 2 の とおり	25 m ²	(1) 金属スクラップ (2) プラスチック類 (3) 雑品スクラップ	2.5 m
保管の作業の方法及び手順 添付書類 1 1 のとおり				
保管 (事業場 No. 2)				
保管の場所	位置	面積	保管物の区分	保管物を積み上げる高さ
1	添付書類 2 の とおり	32 m ²	(1) 金属スクラップ (2) プラスチック類 (3) 雑品スクラップ	2.5 m
保管の作業の方法及び手順 添付書類 1 1 のとおり				
(破砕等 (破砕、切断、圧縮、解体、洗浄その他の処理をいう。以下同じ。) をする場合) (事業場 No. 1)				
破砕等の場所	位置	面積	破砕等の種類及び方法	
1	添付書類 2 の とおり	25 m ²	(1) 破砕 (2) 切断 (3) 圧縮 (4) 解体 (5) 洗浄 (6) その他	破砕機による破砕
2	添付書類 2 の とおり	25 m ²	(1) 破砕 (2) 切断 (3) 圧縮 (4) 解体 (5) 洗浄 (6) その他	圧縮機による圧縮
3		m ²	(1) 破砕 (2) 切断 (3) 圧縮 (4) 解体 (5) 洗浄 (6) その他	
4		m ²	(1) 破砕 (2) 切断 (3) 圧縮 (4) 解体 (5) 洗浄 (6) その他	
5		m ²	(1) 破砕 (2) 切断 (3) 圧縮 (4) 解体 (5) 洗浄 (6) その他	
破砕等の作業の方法及び手順 添付書類 1 1 のとおり				
破砕等の用に供する設備の種類、数量、設置場所及び能力 添付書類 1 1 のとおり				

(破碎等(破碎、切断、圧縮、解体、洗浄その他の処理をいう。以下同じ。)をする場合)
 (事業場 No. 2)

破碎等の場所	位置	面積	破碎等の種類及び方法	
1	なし	m ²	(1) 破碎 (2) 切断 (3) 圧縮 (4) 解体 (5) 洗浄 (6) その他	
2		m ²	(1) 破碎 (2) 切断 (3) 圧縮 (4) 解体 (5) 洗浄 (6) その他	
3		m ²	(1) 破碎 (2) 切断 (3) 圧縮 (4) 解体 (5) 洗浄 (6) その他	
4		m ²	(1) 破碎 (2) 切断 (3) 圧縮 (4) 解体 (5) 洗浄 (6) その他	
5		m ²	(1) 破碎 (2) 切断 (3) 圧縮 (4) 解体 (5) 洗浄 (6) その他	
破碎等の作業の方法及び手順 添付書類 1 1 のとおり				
破碎等の用に供する設備の種類、数量、設置場所及び能力 添付書類 1 1 のとおり				

- 備考 1 「保管物の区分」の欄は、保管をする保管物の区分のうち、該当する区分の番号を○で囲むこと。
- 2 「破碎等の種類及び方法」の欄は、破碎等の種類のうち、該当する種類の番号を○で囲み、その方法について具体的に記載すること。
- 3 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 4 この届出書は、令和7年6月30日までに提出すること。

(第2面)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none">1 事業計画の概要を記載した書類2 特定再生資源屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該事業場の位置図及び付近の見取図3 特定再生資源屋外保管事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し4 届出者が特定再生資源屋外保管事業場の土地の所有権を有しない場合には、当該土地を使用する権原を有することを証する書類5 住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）（届出者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）6 届出者が条例第9条第1項第3号イからワまでに該当しない者であることを誓約する書面（届出者が同号ヌに規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合には、その法定代理人（法定代理人が法人である場合には、その役員を含む。）が同号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面）7 届出者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し）8 届出者が法人である場合には、その役員の住民票の写し9 届出者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）10 届出者に埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則第8条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し11 次に掲げる事項を記載した標準作業書<ol style="list-style-type: none">イ 特定再生資源屋外保管事業場の維持に関する計画ロ 油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備の管理の方法ハ 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものを回収し、及び処理する方法ニ 保管又は破砕等（以下「保管等」という。）の場所から保管等に伴って生じた汚水又は油の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭の発散を防止する方法ホ 保管等に伴う騒音又は振動による生活環境の保全上の支障の発生を防止する方法ヘ 特定再生資源屋外保管事業場におけるねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生を防止する方法ト 当該事業に伴って生じる廃棄物の処理の方法チ その他知事が定める事項
------------------	---

(第3面)

届出者 (個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
埼玉金属スクラップ株式会社	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号	

法定代理人 (届出者が未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	

役員 (法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
	役職名・呼称	

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第4面)

役員（届出者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	
	役職名・呼称	住所	
さいたま 太郎 埼玉 太郎	昭和45年4月1日	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号	
	代表取締役	同上	
さいたま 花子 埼玉 花子	昭和46年1月1日	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号	
	取締役	同上	
さいたま 次郎 埼玉 次郎	平成元年5月5日	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号	
	取締役	同上	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（届出者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	1000株		出資の額	1000万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本籍	
		割合	住所	
さいたま 太郎 埼玉 太郎	昭和45年 4月1日	500株	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号	
		50%	同上	
さいたま 花子 埼玉 花子	昭和46年 1月1日	300株	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号	
		30%	同上	
さいたま 次郎 埼玉 次郎	平成元年 5月5日	100株	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号	
		10%	同上	
うらわ 小次郎 浦和 小次郎	昭和60年 10月10日	100株	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号	
		10%	同上	

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第5面)

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則第8条に規定する使用人（届出者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
たかさご いちろう 高砂 一郎	昭和49年 7月1日	埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目6番5号
	工場長	同上

条例第18条で規定する現場責任者

(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
	役職名・呼称	連絡先の電話番号
たかさご いちろう 高砂 一郎	昭和49年 7月1日	埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目6番5号
	工場長	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

上記の現場責任者が不在のときに、現場責任者となる者

(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
	役職名・呼称	連絡先の電話番号
たかさご じろう 高砂 次郎	昭和53年 11月11日	埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目6番5号
	部長	●●●●-●●●●-●●●●

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(記載例)

※赤字は、記載例

添付書類 1

事業計画の概要を記載した書類

事業計画の概要

1 事業概要

- (1) 事業の概要
- (2) 取扱う特定再生資源の種類
- (3) 取引内容
- (4) 業務の具体的な計画

2 事業場の概要

- (1) 事業場一覧
- (2) 事業地の状況
- (3) 計画地周辺の状況

3 保管及び破碎等

- (1) 保管の場所一覧表
- (2) 保管の場所の概要
- (3) 破碎等の場所一覧表
- (4) 破碎等の場所の概要

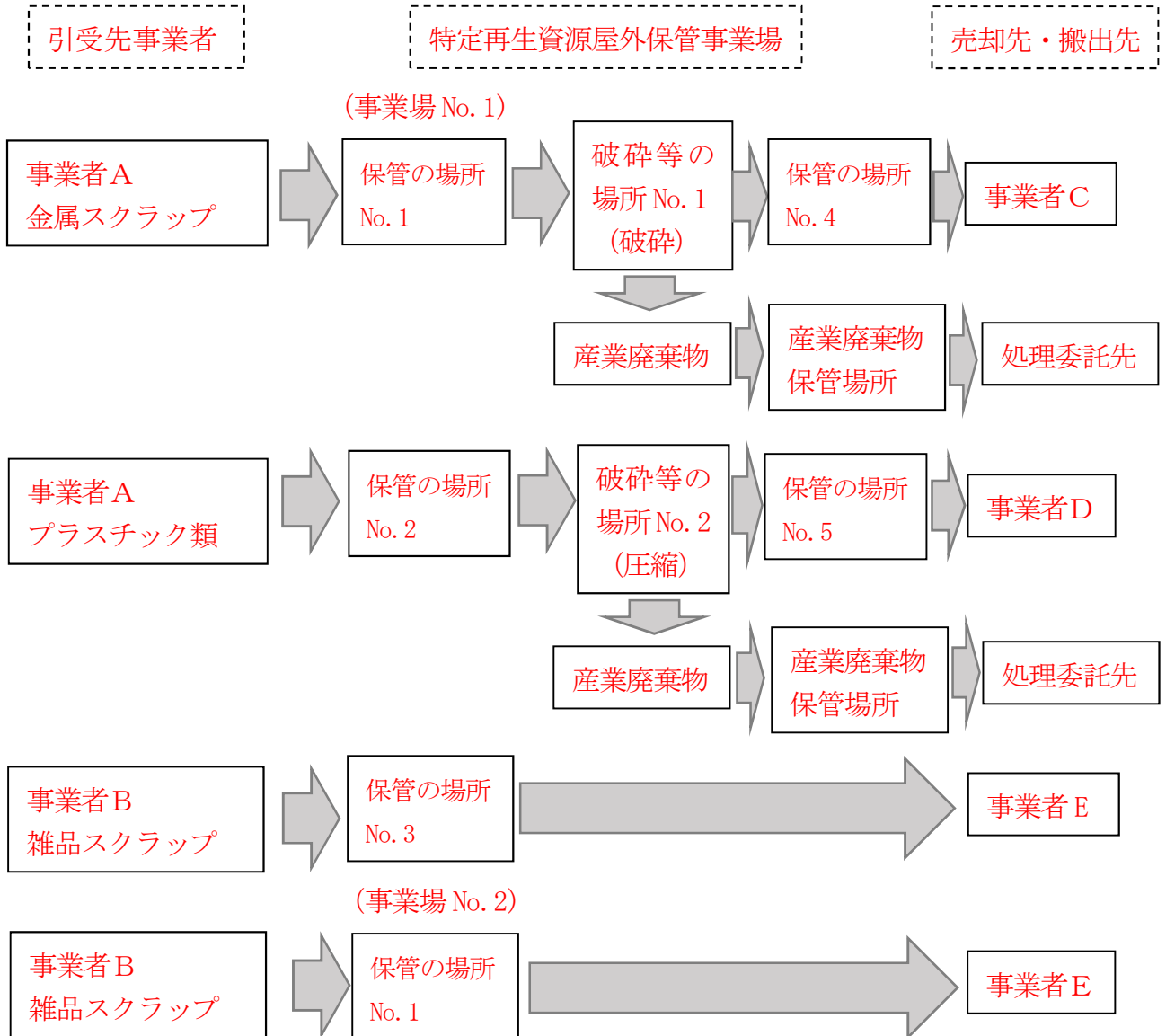
4 油水分離装置等の設備

- (1) 油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備の概要

1 事業概要

(1) 事業の概要

特定再生資源屋外保管業において、引受先事業者から特定再生資源が排出され、当該事業場で保管又は破碎等を行い、売却先に搬出するまでの流れを示すフロー図を記載してください。



(記載例)

(2) 取扱う特定再生資源の種類

(事業場 No. 1)

保管物の区分	取扱物品
金属スクラップ	鉄骨、アルミサッシ
プラスチック類	梱包材
雑品スクラップ	ケーブル 使用済電子機器

(事業場 No. 2)

保管物の区分	取扱物品
雑品スクラップ	ケーブル 使用済電子機器

(記載例)

(3) 取引内容

ア 引受先予定事業者

引受先予定事業者	特定再生資源の種類	取扱量(t/月)
名 称：事業者A 代表者名：代表取締役 ○○ ○○ 住 所：埼玉県○○市●●○丁目○ 排出場所：埼玉県□□市■ ■○○ 電話番号：○○○-○○○-○○○○	金属スクラップ プラスチック類	10 2
	小 計	12
名 称：事業者B 代表者名：代表取締役 ○○ ○○ 住 所：埼玉県○○市●●○丁目○ 排出場所：埼玉県□□市■ ■○○ 電話番号：○○○-○○○-○○○○	雑品スクラップ	5
	小 計	5
名 称： 代表者名： 住 所： 排出場所： 電話番号：		
	小 計	
	合 計	17

※ 「取扱量」は、1か月の予定平均数量を記入し、「小計」には事業者ごとに1か月の予定取扱量の小計を出して記入し、「合計」には、それらの合計を記入してください。

※ 特定再生資源屋外保管業営業届出書の提出時には、令和6年12月31日までに特定再生資源屋外保管業を行っていた取引実績を証明する書類を添付してください。

(記載例)

イ 引渡先予定事業者（売却先）

特定再生資源の種類	処理方法	引渡先予定事業者
金属スクラップ	精錬後、金属材料として再利用	名 称：事業者C 代表者名：代表取締役 ○○ ○○ 事業の内容：製造業 事業場の所在地： 埼玉県○○市●●○丁目○ 電話番号：○○○-○○○-○○○○
プラスチック類	プラスチックペレットとして再生	名 称：事業者D 代表者名：代表取締役 ○○ ○○ 事業の内容：輸出業 事業場の所在地： 埼玉県○○市●●○丁目○ 電話番号：○○○-○○○-○○○○
雑品スクラップ	選別して再利用	名 称：事業者E 代表者名：代表取締役 ○○ ○○ 事業の内容：特定再生資源保管業 事業場の所在地： 埼玉県○○市●●○丁目○ 電話番号：○○○-○○○-○○○○
		名 称： 代表者名： 事業の内容： 事業場の所在地： 電話番号：

※ 「処理方法」は、具体的な売却先における処理方法等を記入してください。

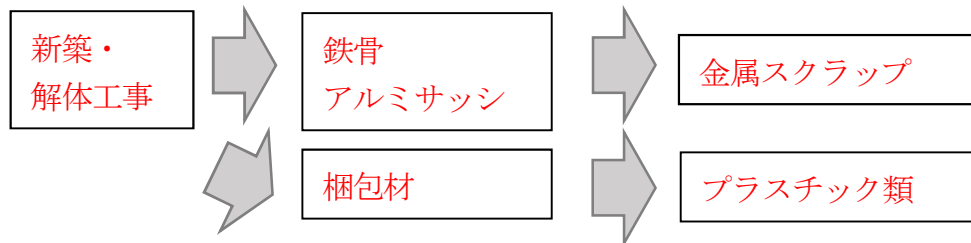
※ 特定再生資源屋外保管業営業届出書の提出時には、令和6年12月31日までに特定再生資源屋外保管業を行っていた売却実績を証明する書類を添付してください。

(記載例)

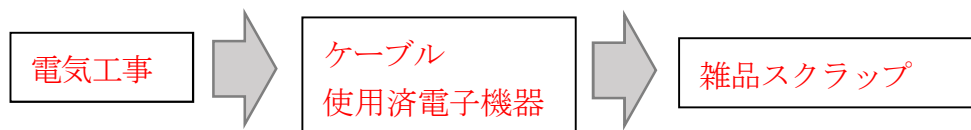
ウ 取扱う特定再生資源の発生工程及びその性状等

- ・引受先予定事業者ごとに、取扱う特定再生資源の発生工程のフロー図を記載してください。

○ 事業者A：一般家屋の新築・解体に伴って発生する特定再生資源



○ 事業者B：電気工事に伴って発生する特定再生資源



(記載例)

(4) 業務の具体的な計画（業務を行う時間、休業日、従業員数及び特定再生資源以外を取扱う場合にあつてはその概要を含む。）

- 業務を行う時間
就業時間：●時～○時
作業時間：■時～□時
- 休業日
日曜日、年末年始（12月31日～1月3日まで）
- 特定再生資源以外に取扱うもの
（例1）特定再生資源以外に取扱うものなし

（例2）・専ら物（紙くず）
・有害使用済機器（冷蔵庫、洗濯機）

従業員数内訳

令和6年 1月 1日現在

役員	埼玉県特定再生資源屋 外保管業の規制に關する 条例施行規則第8条 に定める使用人	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3人	1人	2人	2人	3人	0人	11人

(記載例)

2 事業場の概要

(1) 事業場一覧

No	事業場	土地利用
1	所在地（地番）：〒●●●●-●●●● 埼玉県○○市●●●●番 以上1筆 電話番号 ○○○-○○○-○○○○○ (事業場 合計面積 700 m ²)	市街化区域(用途地域:) 市街化調整区域 非線引き都市計画区域() 都市計画区域外
2	所在地（地番）：〒●●●●-●●●● 埼玉県●●市○○●●番 以上1筆 電話番号 ○○○-○○○-○○○○○ (事業場 合計面積 1,000 m ²)	市街化区域(用途地域: 準工業地域) 市街化調整区域 非線引き都市計画区域() 都市計画区域外
3	所在地（地番）：〒 電話番号 (事業場 合計面積 m ²)	市街化区域(用途地域:) 市街化調整区域 非線引き都市計画区域() 都市計画区域外

※ 所在地のうち筆の一部を事業地として使用する場合は、地番の後に「～の一部」と記入してください。

※ 事業場 合計面積は、筆の全部を使用する場合は登記簿上の合計面積、筆の中に一部を使用する箇所がある場合には、その部分については使用する実測の面積を合計したものを記入してください。

(記載例)

新規・変更後・変更前
事業場No. 1

(2) 事業地の状況(事業場ごと及び新規又は変更前後それぞれ作成して下さい。)

登記簿上の所在地	地番	地目	面積 (㎡) ()は一部面積	所有者
埼玉県〇〇市●●	〇〇番	雑種地	〇〇〇 ()	埼玉太郎
			()	
			()	
			()	
			()	
			()	
			()	
			()	
			()	
			()	
合 計	筆	登記簿上の敷地面積 〇〇〇 ㎡ (事業場の合計面積 ㎡)		

※ 「面積」欄については、登記事項証明書の表示のとおり記載してください。

※ 筆の一部を使用する場合は、控除面積を明らかにする図面を添付してください。

(記載例)

新規・変更後・変更前
事業場No. 2

(2) 事業地の状況(事業場ごと及び新規又は変更前後それぞれ作成して下さい。)

登記簿上の所在地	地番	地目	面積 (㎡) ()は一部面積	所有者
埼玉県〇〇市●●	〇〇番	雑種地	〇〇〇 ()	埼玉太郎
			()	
			()	
			()	
			()	
			()	
			()	
			()	
			()	
			()	
合 計	筆	登記簿上の敷地面積 〇〇〇 ㎡ (事業場の合計面積 ㎡)		

※ 「面積」欄については、登記事項証明書の表示のとおり記載してください。

※ 筆の一部を使用する場合は、控除面積を明らかにする図面を添付してください。

(3) 計画地周辺の状況（事業場ごと及び新規又は変更後について作成してください。）

ア 計画地周辺の住宅の状況

300m以内（○）戸

※上記の範囲を示す図面（地図）を添付してください。

イ 計画地までの搬入路

搬入路の有無

有（公道 路線名：県道●●線）
（私道 所有者名：）

無

ウ 排水等の状況

(ア) 排水

・公共下水道

・公共用水域（水路名：）

・地下浸透

・無

(イ) 雨水

・公共下水道

・公共用水域（水路名：）

・地下浸透

エ 土地利用についての規制

(ア) 都市計画

・市街化区域（）

・市街化調整区域

・非線引き都市計画区域（）

・都市計画区域外

(イ) 地区等

・風致地区

・公園

・緑地保全地域

(ウ) その他

・農業振興区域（農用地・農用地区域外）

・農業振興地域外

・自然環境保全地域

・緑地環境保全地域

・自然公園地域

・保安林・保安施設地区

・鳥獣特別保護地区

・砂防指定地

・河川区域・河川保全区域

・急傾斜地崩壊危険区域

・地すべり防止区域

・その他（）

(3) 計画地周辺の状況（事業場ごと及び新規又は変更後について作成してください。）

ア 計画地周辺の住宅の状況

300m以内（○）戸

※上記の範囲を示す図面（地図）を添付してください。

イ 計画地までの搬入路

搬入路の有無

有（公道 路線名：県道●●線）
（私道 所有者名：）

無

ウ 排水等の状況

(ア) 排水

・公共下水道

・公共用水域（水路名：）

・地下浸透

・無

(イ) 雨水

・公共下水道

・公共用水域（水路名：）

・地下浸透

エ 土地利用についての規制

(ア) 都市計画

・市街化区域（準工業地域）

・市街化調整区域

・非線引き都市計画区域（）

・都市計画区域外

(イ) 地区等

・風致地区

・公園

・緑地保全地域

(ウ) その他

・農業振興区域（農用地・農用地区域外）

・農業振興地域外

・自然環境保全地域

・緑地環境保全地域

・自然公園地域

・保安林・保安施設地区

・鳥獣特別保護地区

・砂防指定地

・河川区域・河川保全区域

・急傾斜地崩壊危険区域

・地すべり防止区域

・その他（）

(記載例)

3 保管及び破碎等

(1) 保管の場所一覧表

事業場No. 1	新規、変更なし、変更前・変更後		
事業場所在地	埼玉県〇〇市●●〇〇番		
No	保管物の区分 (破碎等を行う場合は、破碎等前・後の別も記載してください。)	保管の場所の面積 (㎡)	保管の高さ (m)
1	〔破碎等前〕 金属スクラップ	32.0	4.0
2	〔破碎等前〕 プラスチック類	32.0	4.0
3	〔破碎等前〕 雑品スクラップ	40.0	2.5
4	〔破碎等後〕 金属スクラップ	25.0	2.5
5	〔破碎等後〕 プラスチック類	25.0	2.5
6	[]		
7	[]		
8	[]		
9	[]		

(記載例)

事業場No. 2	新規、変更なし、変更前・変更後		
事業場所在地	埼玉県●●市○○●●番		
No	保管物の区分 (破碎等を行う場合は、破碎等前・後の別も記載してください。)	保管の場所の面積 (㎡)	保管の高さ (m)
1	[] 雑品スクラップ	32.0	2.5
2	[]		
3	[]		
4	[]		
5	[]		
6	[]		
7	[]		
8	[]		
9	[]		

(記載例)

(2) 保管の場所の概要

事業場番号 No. 1 保管の場所番号 No. 1		新規、変更なし、変更前・変更後
保管物の区分		金属スクラップ
保管の目的		計画的に搬出するため
保管状況		囲いへの直接負荷部分 (三方あり)・三方以外あり・なし)
保管の場所の面積		32.0 m ²
保管の高さ		4.0 m
保管 容器	容器の種類	なし
	容量及び数量	なし
保管の場所の容量		〇〇m ³
隣接する保管物との距離		添付書類2「特定再生資源屋外保管事業場 No.1 平面図」のとおり
火災による延焼を防ぐに足りる仕切りがある場合には、その構造		コンクリート擁壁
底面	保管に伴って生じた汚水又は油が流出し、又は地下に浸透するおそれの有無及びその理由及びその理由	あり (油の付着した金属スクラップを取扱うため)
	不浸透性措置	コンクリート舗装 (厚さ200mm)
環境 保全 対策	囲い	高さ〇mの擁壁により3方を囲い、1方は白線を引く。
	飛散防止措置	保管の高さを遵守する。
	流出防止措置	油水分離装置及びこれに接続された排水溝を設ける。 床面の勾配の設定や側溝を設ける。 十分処理できる能力の油水分離装置を設置する。 床面は鉄筋コンクリート舗装を敷設する。
	浸透防止措置	床面は鉄筋コンクリート舗装を敷設する。
	悪臭防止措置	悪臭が発生するものは取り扱わないため、該当なし。

(記載例)

	騒音振動防止措置	車両からの積み下ろし、積み込み、選別・移動時の重機稼働等による騒音振動の発生には特に注意し、騒音振動の規制基準を遵守する。
	ねずみ及び蚊等の防止措置	整理、整頓及び清掃を行い、衛生的に管理する。 必要に応じて防虫剤等の散布をする。
その他	作業時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (休憩 1 時間を含む)
	責任者	工場長 ○○ ○○

(注1) 「保管の場所の面積」「保管の高さ」「保管容器の容量」「保管の場所の容量」の数值は、小数点以下1桁まで表記することとし、小数点以下1桁未満の数值は切り上げて記載してください。

(注2) 底面の不浸透性措置については、不浸透性であることが証明できるものを添付してください。

(記載例)

事業場番号 No. 1 保管の場所番号 No. 2		新規、変更なし、変更前・変更後
保管物の区分		プラスチック類
保管の目的		計画的に搬出するため
保管状況		囲いへの直接負荷部分 (三方あり・三方以外あり・なし)
保管の場所の面積		32.0 m ²
保管の高さ		4.0 m
保管容器	容器の種類	なし
	容量及び数量	なし
保管の場所の容量		〇〇m ³
隣接する保管物との距離		添付書類2「特定再生資源屋外保管事業場 No. 1 平面図」のとおり
火災による延焼を防ぐに足りる仕切りがある場合には、その構造等		コンクリート擁壁
底面	保管に伴って生じた汚水又は油が流出し、又は地下に浸透するおそれの有無及びその理由	あり (プラスチック類に雨がかかり汚水が発生する。なお、油の付着したプラスチック類を取扱わない。)
	不浸透性措置	コンクリート舗装 (厚さ200 mm)
環境保全対策	囲い	高さ〇mの擁壁により3方を囲い、1方は白線を引く。
	飛散防止措置	保管の高さを遵守する。 強風時に飛散するおそれがないよう必要に応じてシート掛けを行う。
	流出防止措置	床面は鉄筋コンクリート舗装を敷設する。
	浸透防止措置	床面は鉄筋コンクリート舗装を敷設する。
	悪臭防止措置	悪臭が発生するものは取り扱わないため、該当なし。
騒音振動防止措置		車両からの積み下ろし、積み込み、選別・移動時の重機稼働等による騒音振動の発生には特に注意し、騒音振動の規制基準を遵守する。

(記載例)

	ねずみ及び蚊等の 防止措置	整理、整頓及び清掃を行い、衛生的に管理する。 必要に応じて防虫剤等の散布をする。
そ の 他	作業時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (休憩 1 時間を含む)
	責任者	工場長 ○○ ○○

(注1) 「保管の場所の面積」「保管の高さ」「保管容器の容量」「保管の場所の容量」の数值は、小数点以下1桁まで表記することとし、小数点以下1桁未満の数值は切り上げて記載してください。

(注2) 底面の不浸透性措置については、不浸透性であることが証明できるものを添付してください。

(記載例)

事業場番号 No. 1 保管の場所番号 No. 3		新規、変更なし、変更前・変更後
保管物の区分		雑品スクラップ
保管の目的		計画的に搬出するため
保管状況		囲いへの直接負荷部分（三方あり・三方以外あり・なし）
保管の場所の面積		40.0 m ²
保管の高さ		2.5 m
保管容器	容器の種類	8 m ³ コンテナ
	容量及び数量	8.0 m ³ ×●●
保管の場所の容量		〇〇m ³
隣接する保管物との距離		添付書類2「特定再生資源屋外保管事業場 No. 1 平面図」のとおり
火災による延焼を防ぐに足りる仕切りがある場合には、その構造等		なし
底面	保管に伴って生じた污水又は油が流出し、又は地下に浸透するおそれの有無及びその理由	なし（防水シートで覆い、雨水がかからないようにするため。油の付着した雑品スクラップを取扱わないため。）
	不浸透性措置	コンクリート舗装（厚さ200mm）
環境保全対策	囲い	保管の場所の周囲に白線を引く。
	飛散防止措置	金属製コンテナを用いて保管する。
	流出防止措置	防水シートで覆う。
	浸透防止措置	床面は鉄筋コンクリート舗装を敷設する。
	悪臭防止措置	必要に応じて薬剤を散布する。
	騒音振動防止措置	車両からの積み下ろし、積み込み、選別・移動時の重機稼働等による騒音振動の発生には特に注意し、騒音振動の規制基準を遵守する。
ねずみ及び蚊等の防止措置		整理、整頓及び清掃を行い、衛生的に管理する。 必要に応じて防虫剤等の散布をする。

(記載例)

その他	作業時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (休憩 1 時間を含む)
	責任者	工場長 ○○ ○○

(注1) 「保管の場所の面積」「保管の高さ」「保管容器の容量」「保管の場所の容量」の数值は、小数点以下1桁まで表記することとし、小数点以下1桁未満の数值は切り上げて記載してください。

(注2) 底面の不浸透性措置については、不浸透性であることが証明できるものを添付してください。

(記載例)

事業場番号 No. 1 保管の場所番号 No. 4		新規、変更なし、変更前・変更後
保管物の区分		金属スクラップ
保管の目的		計画的に搬出するため
保管状況		囲いへの直接負荷部分（三方あり・三方以外あり・なし）
保管の場所の面積		25.0 m ²
保管の高さ		2.5 m
保管容器	容器の種類	なし
	容量及び数量	なし
保管の場所の容量		〇〇m ³
隣接する保管物との距離		添付書類2「特定再生資源屋外保管事業場 No. 1 平面図」のとおり
火災による延焼を防ぐに足りる仕切りがある場合には、その構造等		なし
底面	保管に伴って生じた汚水又は油が流出し、又は地下に浸透するおそれの有無及びその理由	あり（油の付着した金属スクラップを取扱うため）
	不浸透性措置	コンクリート舗装（厚さ200mm）
環境保全対策	囲い	高さ〇mの擁壁により1方を囲い、3方は白線を引く。
	飛散防止措置	保管の高さを遵守する。
	流出防止措置	油水分離装置及びこれに接続された排水溝を設ける。 床面の勾配の設定や側溝を設ける。 十分処理できる能力の油水分離装置を設置する。 床面は鉄筋コンクリート舗装を敷設する。
	浸透防止措置	床面は鉄筋コンクリート舗装を敷設する。
	悪臭防止措置	悪臭が発生するものは取り扱わないため、該当なし。
騒音振動防止措置		車両からの積み下ろし、積み込み、選別・移動時の重機稼働等による騒音振動の発生には特に注意し、騒音振動の規制基

(記載例)

		準を遵守する。
	ねずみ及び蚊等の 防止措置	整理、整頓及び清掃を行い、衛生的に管理する。 必要に応じて防虫剤等の散布をする。
その他	作業時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (休憩 1 時間を含む)
	責任者	工場長 ○○ ○○

(注1) 「保管の場所の面積」「保管の高さ」「保管容器の容量」「保管の場所の容量」の数值は、小数点以下1桁まで表記することとし、小数点以下1桁未満の数值は切り上げて記載してください。

(注2) 底面の不浸透性措置については、不浸透性であることが証明できるものを添付してください。

(記載例)

事業場番号 No. 1 保管の場所番号 No. 5		新規、変更なし、変更前・変更後
保管物の区分		プラスチック類
保管の目的		計画的に搬出するため
保管状況		囲いへの直接負荷部分 (三方あり・三方以外あり・なし)
保管の場所の面積		25.0 m ²
保管の高さ		2.5 m
保管 容器	容器の種類	なし
	容量及び数量	なし
保管の場所の容量		〇〇m ³
隣接する保管物との距離		添付書類2「特定再生資源屋外保管事業場 No. 1 平面図」のとおり
火災による延焼を防ぐに足る仕切りがある場合には、その構造等		なし
底 面	保管に伴って生じた污水又は油が流出し、又は地下に浸透するおそれの有無及びその理由	あり (プラスチック類に雨がかかり污水が発生する。なお、油の付着したプラスチック類を取扱わない。)
	不浸透性措置	コンクリート舗装 (厚さ200 mm)
環 境 保 全 対 策	囲い	高さ〇mの擁壁により1方を囲い、3方は白線を引く。
	飛散防止措置	保管の高さを遵守する。 強風時に飛散するおそれがないよう必要に応じてシート掛けを行う。
	流出防止措置	床面は鉄筋コンクリート舗装を敷設する。
	浸透防止措置	床面は鉄筋コンクリート舗装を敷設する。
	悪臭防止措置	悪臭が発生するものは取り扱わないため、該当なし。
	騒音振動防止措置	車両からの積み下ろし、積み込み、選別・移動時の重機稼働等による騒音振動の発生には特に注意し、騒音振動の規制基準を遵守する。

(記載例)

	ねずみ及び蚊等の 防止措置	整理、整頓及び清掃を行い、衛生的に管理する。 必要に応じて防虫剤等の散布をする。
そ の 他	作業時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (休憩 1 時間を含む)
	責任者	工場長 ○○ ○○

(注1) 「保管の場所の面積」「保管の高さ」「保管容器の容量」「保管の場所の容量」の数值は、小数点以下1桁まで表記することとし、小数点以下1桁未満の数值は切り上げて記載してください。

(注2) 底面の不浸透性措置については、不浸透性であることが証明できるものを添付してください。

(記載例)

事業場番号 No. 2 保管の場所番号 No. 1		新規、変更なし、変更前・変更後
保管物の区分		雑品スクラップ
保管の目的		計画的に搬出するため
保管状況		囲いへの直接負荷部分（三方あり・三方以外あり・なし）
保管の場所の面積		32.0 m ²
保管の高さ		2.5 m
保管容器	容器の種類	8 m ³ コンテナ
	容量及び数量	8.0 m ³ × ●●
保管の場所の容量		〇〇m ³
隣接する保管物との距離		添付書類2「特定再生資源屋外保管事業場 No. 2 平面図」のとおり
火災による延焼を防ぐに足りる仕切りがある場合には、その構造等		なし
底面	保管に伴って生じた污水又は油が流出し、又は地下に浸透するおそれの有無及びその理由	なし（防水シートで覆い、雨水がかからないようにするため。油の付着した雑品スクラップを取扱わないため。）
	不浸透性措置	なし
環境保全対策	囲い	高さ〇mの擁壁により1方を囲い、3方は白線を引く。
	飛散防止措置	金属製コンテナを用いて保管する。
	流出防止措置	防水シートで覆う。
	浸透防止措置	床面は鉄筋コンクリート舗装を敷設する。
	悪臭防止措置	悪臭が発生するものは取り扱わないため、該当なし。
	騒音振動防止措置	車両からの積み下ろし、積み込み、選別・移動時の重機稼働等による騒音振動の発生には特に注意し、騒音振動の規制基準を遵守する。
ねずみ及び蚊等の防止措置		整理、整頓及び清掃を行い、衛生的に管理する。 必要に応じて防虫剤等の散布をする。

(記載例)

その他	作業時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (休憩 1 時間を含む)
	責任者	工場長 ○○ ○○

(注1) 「保管の場所の面積」「保管の高さ」「保管容器の容量」「保管の場所の容量」の数値は、小数点以下1桁まで表記することとし、小数点以下1桁未満の数値は切り上げて記載してください。

(注2) 底面の不浸透性措置については、不浸透性であることが証明できるものを添付してください。

(記載例)

(3) 破砕等の場所一覧表

事業場No. 1		新規、変更なし、変更前・変更後		
事業場所在地		埼玉県〇〇市●●〇〇番		
No	特定再生資源の種類	破砕等の種類	破砕等の方法	破砕等の場所の面積 (m ²)
1	金属スクラップ	破砕	破砕機による破砕	25.0
2	プラスチック類	圧縮	圧縮機による圧縮	25.0
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				

(記載例)

事業場No. 2		(新規)変更なし、変更前・変更後		
事業場所在地		埼玉県〇〇市●●〇〇番		
No	特定再生資源の種類	破砕等の種類	破砕等の方法	破砕等の場所の面積 (m ²)
1	金属スクラップ	破砕	破砕機による破砕	25.0
2	プラスチック類	圧縮	圧縮機による圧縮	25.0
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				

(記載例)

(4) 破碎等の場所の概要

事業場番号 No. 1 破碎等の場所番号 No. 1		新規) 変更なし、変更前・変更後
特定再生資源の種類		金属スクラップ
破碎等の種類		破碎
破碎等の方法		破碎機による破碎
破碎等の場所の面積		25.0 m ²
破碎等の用に供する設備	種類	破碎施設
	型式	ABC-〇〇
	数量	1基
	処理方法	破碎
	処理能力	50.00 t/日
底面	破碎等に伴って生じた汚水又は油が流出し、又は地下に浸透するおそれの有無及びその理由	あり (油の付着した金属スクラップを取扱うため)
	不浸透性措置	コンクリート舗装 (厚さ200mm)
環境保全対策	飛散防止措置	適宜散水を実施する。
	流出防止措置	油水分離装置及びこれに接続された排水溝を設ける。 床面の勾配の設定や側溝を設ける。 十分処理できる能力の油水分離装置を設置する。 床面は鉄筋コンクリート舗装を敷設する。
	浸透防止措置	床面は鉄筋コンクリート舗装を敷設する。
	悪臭防止措置	悪臭が発生するものは取り扱わないため、該当なし。
	騒音振動防止措置	防振ゴムを取り付ける。防音壁を設置する。
	ねずみ及び蚊等の防止措置	整理、整頓及び清掃を行い、衛生的に管理する。 必要に応じて防虫剤等の散布をする。
その	作業時間	9:00~17:00 (休憩1時間を含む)

(記載例)

他	責任者	工場長 ○○ ○○
---	-----	-----------

(注1) 「破碎等の場所の面積」の数値は、小数点以下1桁まで表記することとし、小数点以下1桁未満の数値は切り上げて記載してください。

(注2) 「処理能力」の数値は、小数点以下2桁まで表記することとし、小数点以下2桁未満の数値は切り上げて記載してください。

(注3) 底面の不浸透性措置については、不浸透性であることが証明できるものを添付してください。

(記載例)

事業場番号 No. 1 破砕等の場所番号 No. 2		新規、変更なし、変更前・変更後
特定再生資源の種類		プラスチック類
破砕等の種類		圧縮
破砕等の方法		圧縮機による圧縮
破砕等の場所の面積		25.0 m ²
破砕等の用に供する設備	種類	圧縮施設
	型式	ABC-〇〇
	数量	1基
	処理方法	圧縮
	処理能力	10.00 t/日
底面	破砕等に伴って生じた汚水又は油が流出し、又は地下に浸透するおそれの有無及びその理由	なし（油の付着した特定再生資源を取扱わないため）
	不浸透性措置	コンクリート舗装（厚さ200mm）
環境保全対策	飛散防止措置	適宜散水を実施する。
	流出防止措置	汚水が生じるおそれのある特定再生資源は取り扱わない。
	浸透防止措置	床面は鉄筋コンクリート舗装を敷設する。
	悪臭防止措置	悪臭が発生するものは取り扱わないため、該当なし。
	騒音振動防止措置	防振ゴムを取り付ける。防音壁を設置する。
	ねずみ及び蚊等の防止措置	整理、整頓及び清掃を行い、衛生的に管理する。必要に応じて防虫剤等の散布をする。
その他	作業時間	9:00～17:00（休憩1時間を含む）
	責任者	工場長 〇〇 〇〇

(記載例)

- (注1) 「破碎等の場所の面積」の数値は、小数点以下1桁まで表記することとし、小数点以下1桁未満の数値は切り上げて記載してください。
- (注2) 「処理能力」の数値は、小数点以下2桁まで表記することとし、小数点以下2桁未満の数値は切り上げて記載してください。
- (注3) 底面の不浸透性措置については、不浸透性であることが証明できるものを添付してください。

(記載例)

4 保管等の場所の底面、油水分離装置等の設備

(1) 油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備の概要

事業場No. 1	新規、変更なし、変更前・変更後	
事業場所在地	埼玉県〇〇市●●〇〇番	
保管等に伴って生じた汚水又は油が流出し、又は地下に浸透するおそれの有無及びその理由	あり（油の付着した金属スクラップを取扱うため）	
油水分離装置	型式	A B C-10
	材質	コンクリート造
	構造	添付書類2「油水分離装置の平面図、立面図、断面図、構造図」のとおり。
	槽容量	6 0 m ³
排水溝	構造	添付書類2「排水溝の平面図、立面図、断面図、構造図」のとおり。
	材質	コンクリート造
その他の設備	種類	ためます
	材質	コンクリート造
	構造	添付書類2「その他の設備の平面図、立面図、断面図、構造図」のとおり

添付書類 2

特定再生資源屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該事業場の位置図及び付近の見取図

(1) 事業場平面図・位置図・付近の見取図

事業場内の保管等の場所、油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備の設置場所を示す事業場平面図を添付してください。事業場の位置図及び付近の見取図（搬入路、搬出路を示し、幹線道路・駅等からの案内を示すもの）を添付してください。

(2) 保管の場所に係る図面等

保管の場所の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図を添付してください。保管容器を使用する場合には保管容器の容量計算書、使用しない場合には保管物の積上げ図及び体積計算書を添付してください。

保管の場所の囲いの設置位置及び構造を示す平面図、立面図、断面図、構造図を添付してください。なお、保管物の荷重が直接囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であることを示す書類を添付してください。

保管の場所から保管に伴って生じた汚水又は油が流出し、又は地下に浸透するおそれがある場合にあつては、保管の場所の底面が不浸透性の材料で覆われていることを示す平面図、立面図、断面図、構造図を添付してください。

(3) 破砕等の場所に係る図面等

破砕等の用に供する設備の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図を添付してください。

破砕等の用に供する設備の処理能力計算書を添付してください。

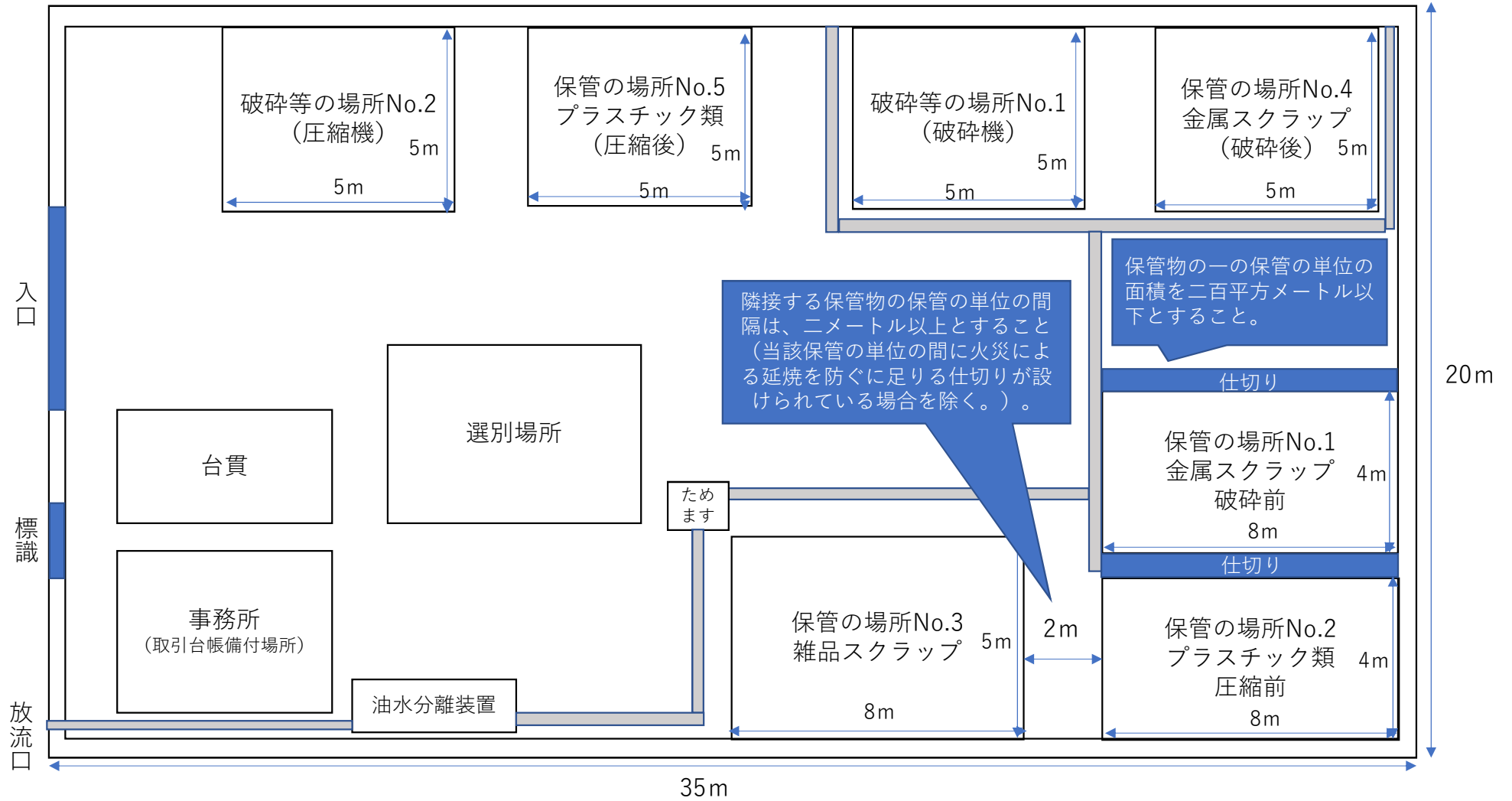
破砕等の場所から破砕等に伴って生じた汚水又は油が流出し、又は地下に浸透するおそれがある場合にあつては、破砕等の場所の底面が不浸透性の材料で覆われていることを示す平面図、立面図、断面図、構造図を添付してください。

(4) 保管等の場所の底面、油水分離装置等の設備

保管又は破砕等（以下「保管等」という。）の場所から保管等に伴って生じた汚水又は油が流出し、又は地下に浸透するおそれがある場合にあつては、油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備が設けられていることを示す平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書を添付してください。

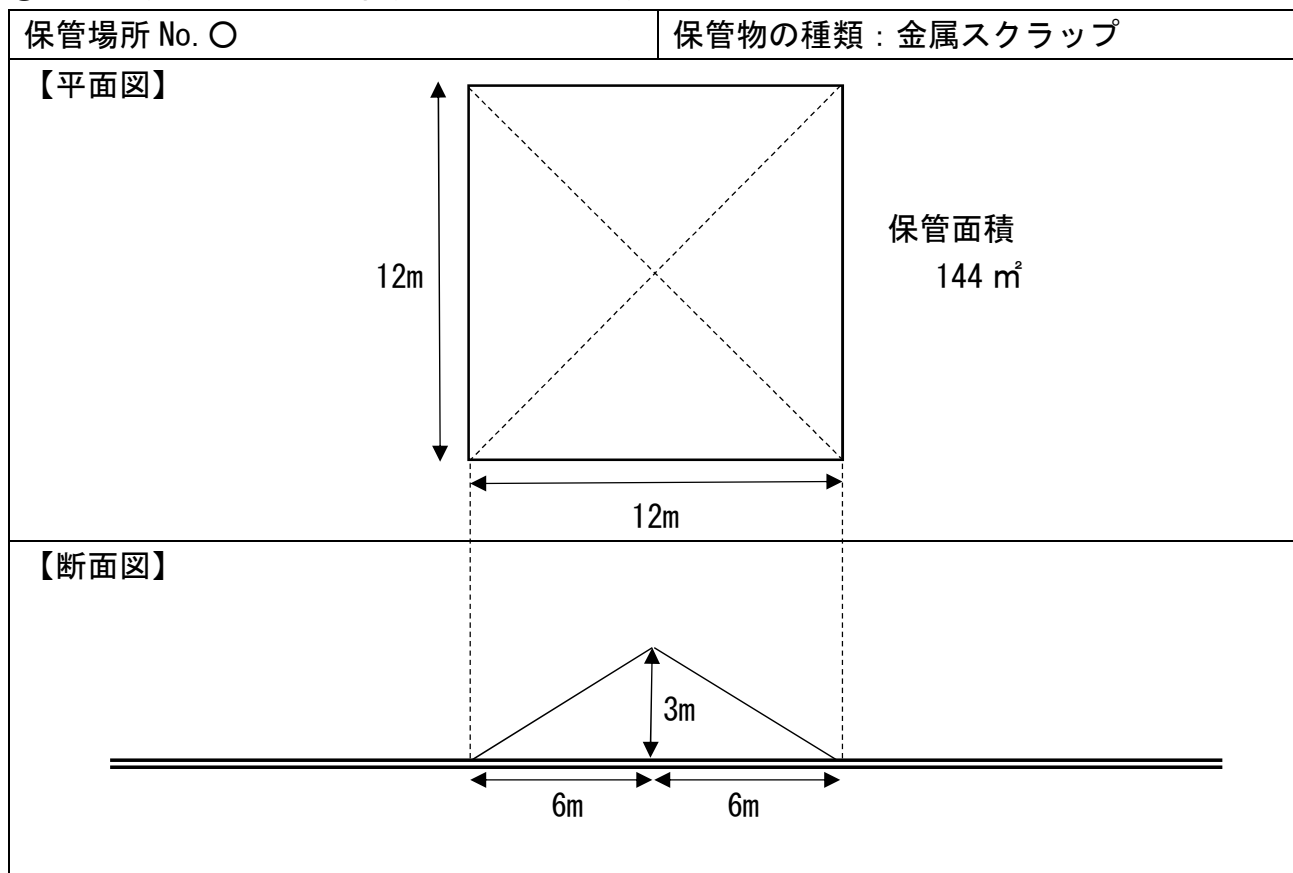
特定再生資源屋外保管事業場No.1 平面図（記載例）

添付書類 2

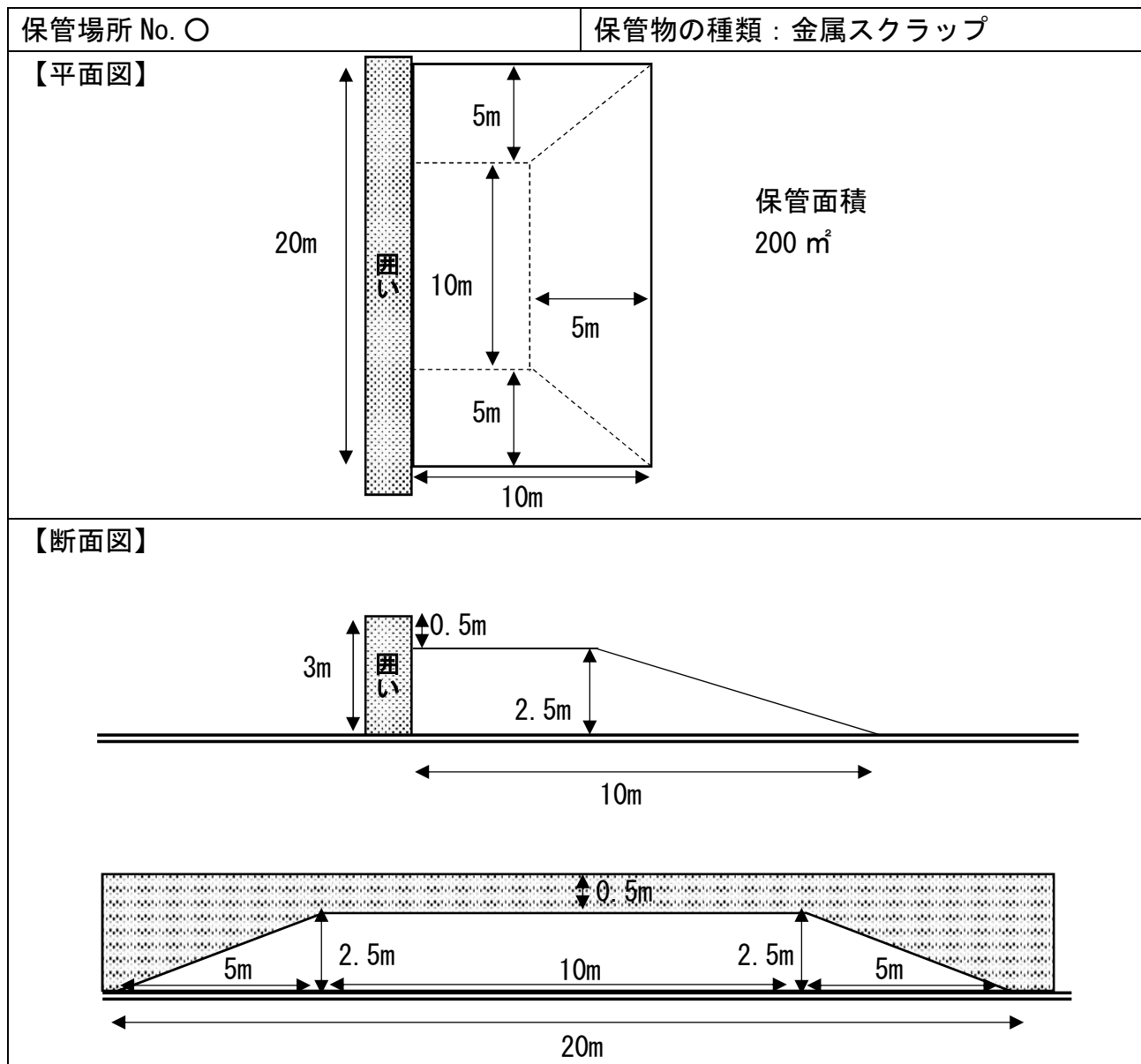


【例】保管場所図面（平面図及び断面図）

① 保管場所の囲いに直接負荷部分がない場合



② 保管場所の囲いに直接負荷部分がある場合

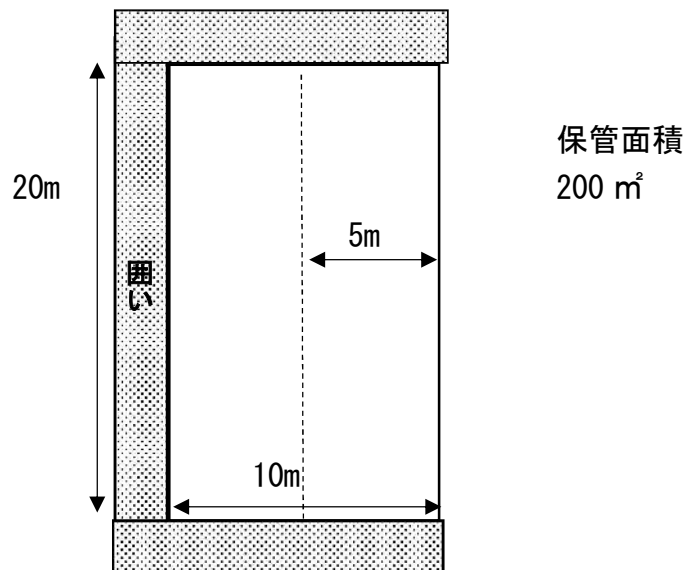


③ 保管の場所の三方の囲いに直接負荷部分がある場合

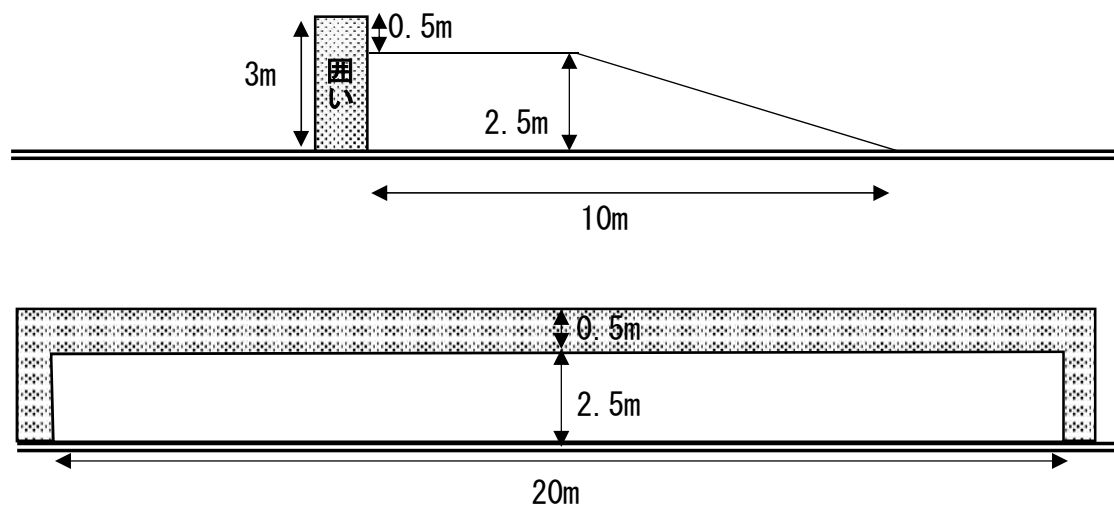
保管場所 No. ○

保管物の種類：金属スクラップ

【平面図】



【断面図】

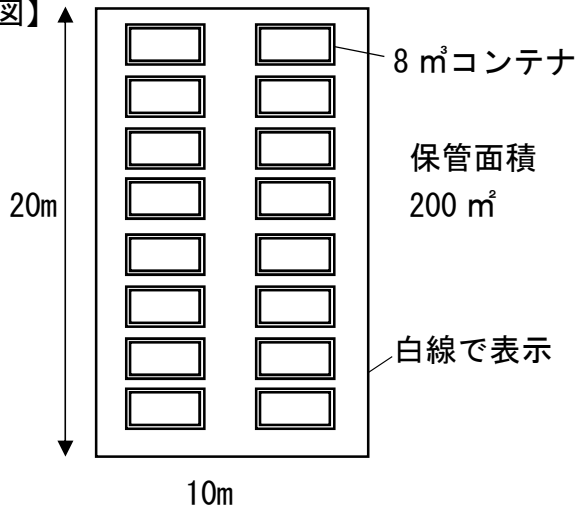


④ 囲いに直接負荷がかからず容器で保管する場合

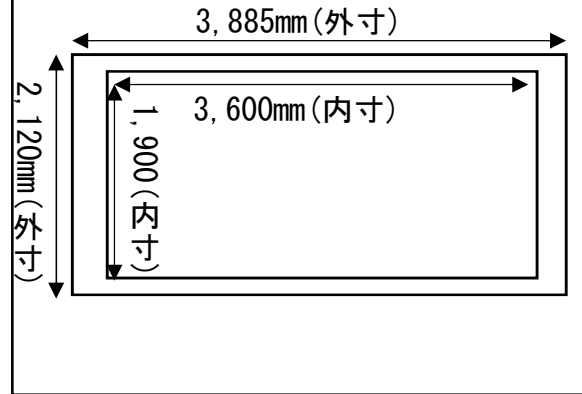
保管場所 No. ○

保管物の種類：金属スクラップ

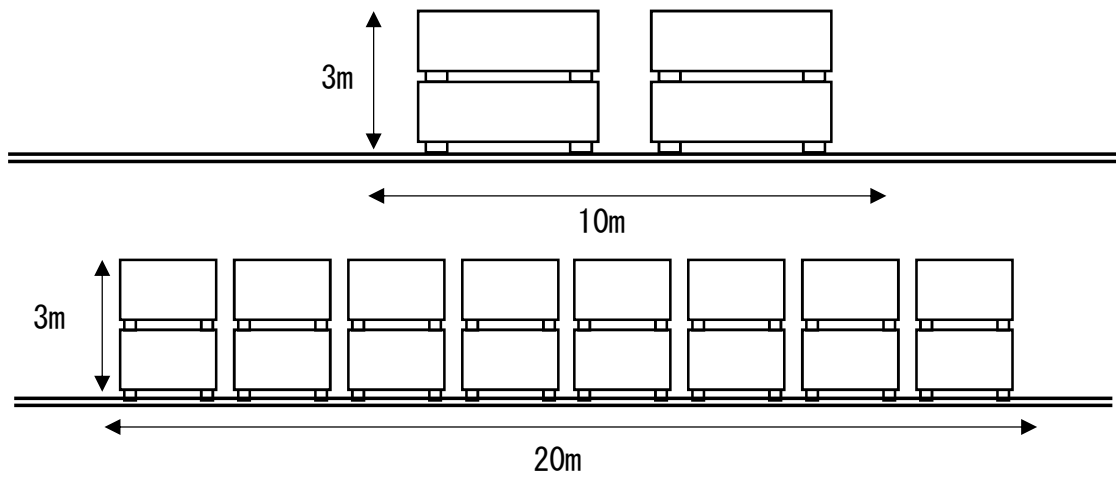
【平面図】



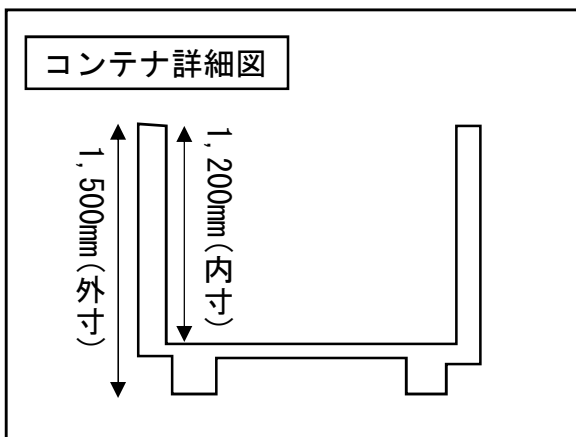
コンテナ詳細図



【断面図】



コンテナ詳細図



添付書類 3 特定再生資源屋外保管事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し

- 1 添付書類 1 事業計画の概要 2 (2) に記載する土地の土地公図（申請日前 3 月以内に発行されたもの）を添付してください。
- 2 添付書類 1 事業計画の概要 2 (2) に記載する土地の登記事項証明書（申請日前 3 月以内に発行されたもの）を添付してください

添付書類 4 届出者が特定再生資源屋外保管事業場の土地の所有権を有しない場合には、当該土地を使用する権原を有することを証する書類

添付書類 1 事業計画の概要 2 (2) に記載する土地を申請者が所有権を有しない場合は、使用する権利を有することを証する書類を添付してください。

添付書類 5

住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）（届出者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）

1 申請者が法人の場合

・定款又は寄附行為

・登記事項証明書

過去5年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できる法人の履歴事項全部証明書又は登記簿の謄本

（申請日前3月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

注1） 過去5年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できない場合（例えば、過去5年間の間に有限会社から株式会社に商号変更した場合や管轄法務局の変更を伴う本店所在地の変更があった場合等）には、閉鎖事項全部証明書又は閉鎖登記簿謄本も併せて添付してください。

注2） 現在事項全部証明書の場合、過去5年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できないので不可。

2 申請者が個人の場合

・住民票の写し（本籍（外国人にあつては、国籍等）の記載のある住民票抄本又は謄本。）

（申請日前3月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

添付書類 6

届出者が条例第9条第1項第3号イからワまでに該当しない者であることを誓約する書面（届出者が同号ヌに規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合には、その法定代理人（法定代理人が法人である場合には、その役員を含む。）が同号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面）

誓約書

申請者は、埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する第9条第1項第3号イからワに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

埼玉県知事

申請者

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

根拠条文	欠格事項の内容
条例第9条 第1項第3号	
イ	○ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
ロ	○ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
ハ	○ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「浄化槽法」その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（「大気汚染防止法」「騒音規制法」「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」「水質汚濁防止法」「悪臭防止法」「振動規制法」「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」「ダイオキシン類対策特別措置法」「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」「使用済自動車の再資源化等に関する法律」「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」）若しくはこの条例若しくはこの条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反したことにより、又は刑法第二百四条（傷害罪）、第二百六条（現場助勢罪）、第二百八条（暴行罪）、第二百八条の二（凶器準備集合及び結集罪）、第二百二十二条（脅迫罪）若しくは第二百四十七条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
ニ	○ 法第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは法第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは浄化槽法第四十一条第二項又は第二十一条第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人（法第七条の四第一項第三号若しくは法第十四条の三の二第一項第三号（法第十四条の六において準用する場合を含む。）又は第二十一条第一項第三号に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知（この条例の規定による当該取消しの処分にあつては、埼玉県行政手続条例第十五条の規定による通知。以下この号において同じ。）があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
ホ	○ 法第七条の四若しくは法第十四条の三の二（法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは浄化槽法第四十一条第二項又は第二十一条第一項若しくは第二項の規定による許可の取消し処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第七条の二第三項（法第十四条の二第三項及び法第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを除く。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出若しくは浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出又は第十五条の規定による廃業等の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
へ	○ ホに規定する期間内に法第七条の二第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出若しくは浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出又は第十五条の規定による廃業等の届出があつた場合において、ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは規則で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の規則で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
ト	○ 第十九条第二項の規定によりその事業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者
チ	○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
リ	○ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
ヌ	○ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからリまでのいずれかに該当するもの
ル	○ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの
ヲ	○ 個人で規則で定める使用人のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの
ワ	○ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

※1 法人役員等には、取締役、執行役、相談役、顧問、法人に対し業務を執行する社員、発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者を含む。

※2 政令で定める使用人（条例施行規則第8条）とは、申請者の使用人で、本店又は支店（又は主たる事務所又は従たる事務所）の代表者、特定再生資源に係る契約を締結する権限を有する者をいう。

添付書類 7

届出者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し）

1 法定代理人が法人の場合

(1) 登記事項証明書

過去5年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できる法人の履歴事項全部証明書又は登記簿の謄本

（申請日前3月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

注1） 過去5年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できない場合（例えば、過去5年間の間に有限会社から株式会社に商号変更した場合や管轄法務局の変更を伴う本店所在地の変更があった場合等）には、閉鎖事項全部証明書又は閉鎖登記簿謄本も併せて添付してください。

注2） 現在事項全部証明書の場合、過去5年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できないので不可とします。

(2) 役員等※の身分を証明する書類

・住民票の写し（本籍（外国人にあつては、国籍等）の記載のある住民票抄本又は謄本。）

（申請日前3月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

（マイナンバーの記載のないものを添付。）

・直前の事業年度の確定申告書の別表2の写し（同族会社の判定に関する明細書）又は株主名簿

別表2で該当株主又は出資者が確認できない場合は、株主又は出資者を証明できる書類（株主名簿、議事録の写し等）

※ 役員等には、取締役、執行役、相談役、顧問、法人に対し業務を執行する社員、発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者を含む。

2 法定代理人が個人の場合

(1) 住民票の写し（本籍（外国人にあつては、国籍等）の記載のある住民票抄本又は謄本。）

（申請日前3月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

（マイナンバーの記載のないものを添付。）

添付書類 8

届出者が法人である場合には、その役員の住民票の写し

住民票の写し（本籍（外国人にあっては、国籍等）の記載のある住民票抄本又は謄本。）

（申請日前**3月以内**に発行されたもの。正本には原本を添付。）

（マイナンバーの記載のないものを添付。）

添付書類 9

届出者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

※ 該当株主の確認のため、直前の事業年度の**確定申告書の別表2の写し**（同族会社の判定に関する明細書）又は株主名簿を添付してください。

※ **別表2**で該当株主又は出資者が確認できない場合は、株主又は出資者を証明できる書類（**株主名簿、議事録の写し等**）を添付してください。

1 株主等が法人の場合

・登記事項証明書

過去5年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できる法人の履歴事項全部証明書又は登記簿の謄本

（申請日前**3月以内**に発行されたもの。正本には原本を添付。）

注1） **過去5年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できない場合**（例えば、過去5年間の間に有限会社から株式会社に商号変更した場合や管轄法務局の変更を伴う本店所在地の変更があった場合等）には、**閉鎖事項全部証明書又は閉鎖登記簿謄本**も併せて添付してください。

注2） **現在事項全部証明書の場合、過去5年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できないので不可。**

2 株主等が個人の場合

・住民票の写し（本籍（外国人にあっては、国籍等）の記載のある住民票抄本又は謄本。）

（申請日前**3月以内**に発行されたもの。正本には原本を添付。）

（マイナンバーの記載のないものを添付。）

注4） 株主と役員等（政令使用人を含む。）を兼務している場合は再度添付する必要はありません。

※ **株主が亡くなって、遺産分割協議中の場合には、当該株主が亡くなったことを証する書類（住民票の除票等）及び遺産分割協議中である旨を記載した書類を添付してください。**

3 社員持株会がある場合には、当該持株会の規約を添付してください。

添付書類 10

届出者に埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則第8条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

住民票の写し（本籍（外国人にあっては、国籍等）の記載のある住民票抄本又は謄本。）

（申請日前**3月以内**に発行されたもの。正本には原本を添付。）

（マイナンバーの記載のないものを添付。）

添付書類 1 1

次に掲げる事項を記載した標準作業書

- イ 特定再生資源屋外保管事業場の維持に関する計画
- ロ 油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備の管理の方法
- ハ 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものを回収し、及び処理する方法
- ニ 保管又は破碎等（以下「保管等」という。）の場所から保管等に伴って生じた汚水又は油の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭の発散を防止する方法
- ホ 保管等に伴う騒音又は振動による生活環境の保全上の支障の発生を防止する方法
- ヘ 特定再生資源屋外保管事業場におけるねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生を防止する方法
- ト 当該事業に伴って生じる廃棄物の処理の方法
- チ その他知事が定める事項

記載例

標 準 作 業 書

(特定再生資源屋外保管業)

株式会社〇〇〇〇 (△△事業場)

令和 年 月 日

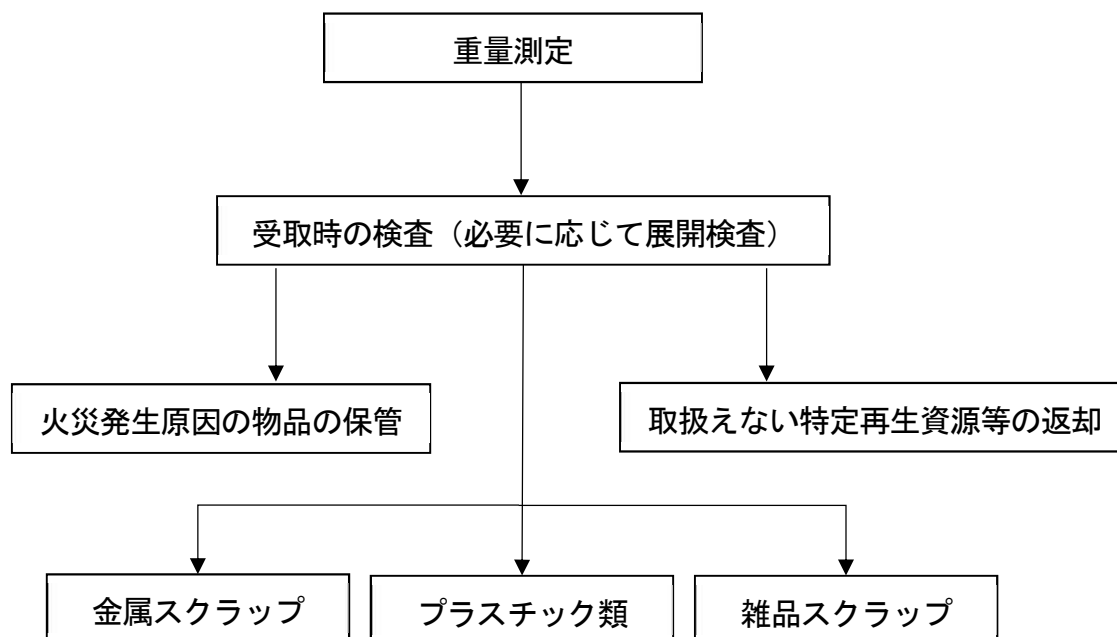
目次

1	フローチャート（作業の流れ）	1
2	事業場の配置図	4
3	特定再生資源の保管等に関する作業方法	
（1）	各作業に共通する事項	5
（2）	受取り作業	5
（3）	保管作業	5
（4）	破碎等作業	6
（5）	引渡し作業	8
4	事業場、事業に供する設備、生活環境保全の維持に関する計画	9
（1）	維持管理計画表	9
（2）	特定再生資源屋外保管事業場の維持に関する計画	9
（3）	油水分離装置、排水溝等の設備の維持管理方法	10
（4）	電池、潤滑油等の火災発生や延焼の原因となるものの回収・処理方法	10
（5）	汚水又は油の飛散、流出及び地下浸透、悪臭の発散の防止方法	10
（6）	騒音、振動の防止方法	11
（7）	ねずみ、蚊及びはえ等の防止方法	11
（8）	廃棄物の処理方法	11
（9）	破碎等の用に供する設備の維持管理方法	12
5	火災予防等の措置	13
（1）	火災予防上の措置	13
（2）	事故等の措置	14
（3）	従業者への周知・教育・訓練	15
（4）	その他の措置	15

この標準作業書は、事業場内に常備し、従業者に周知を徹底するものとする。
外国人従業員についても、標準作業書の内容が分かるような翻訳版を用意し、作業例を
実際に示すなどにより周知を徹底する。

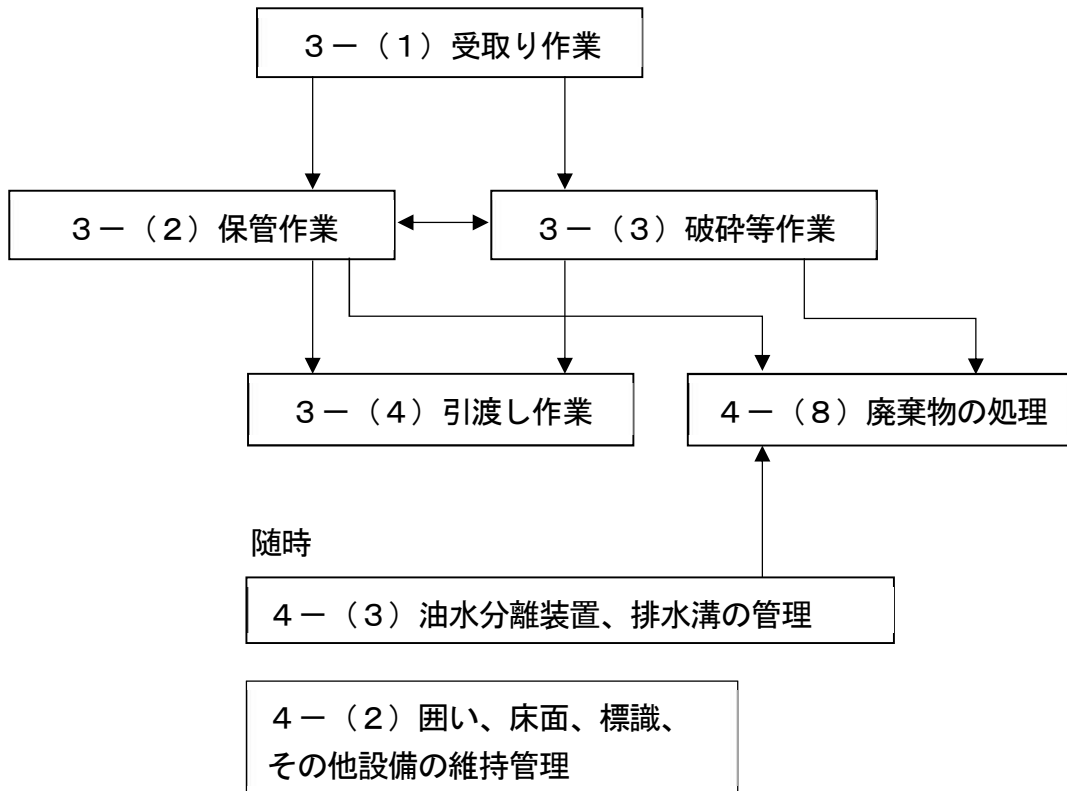
1 フローチャート（作業の流れ）

(1) 特定再生資源の受入フロー

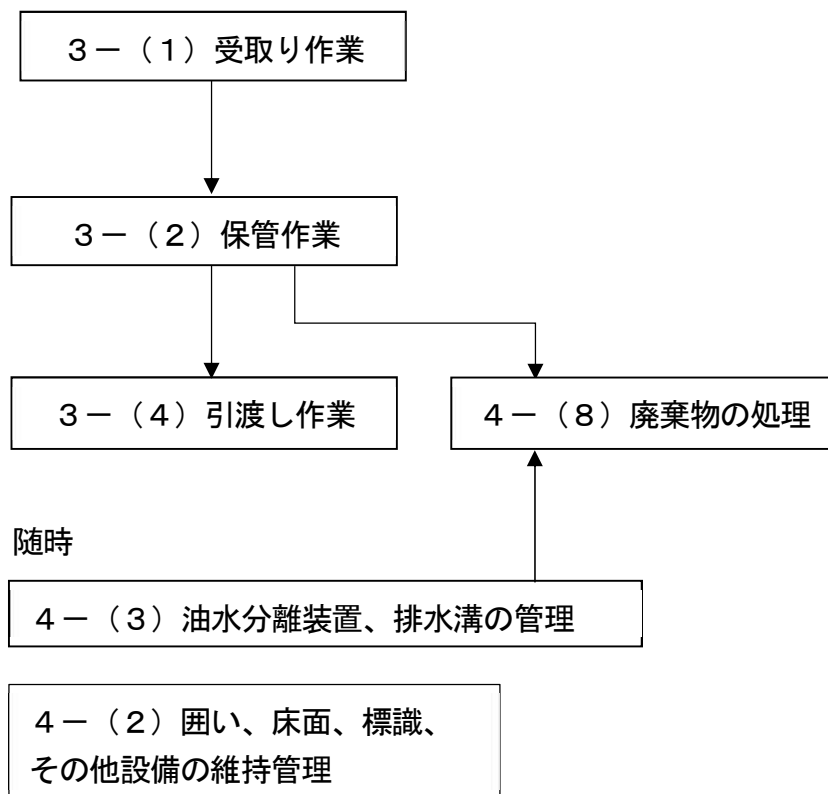


(2) 作業時間内に常時行う作業フロー

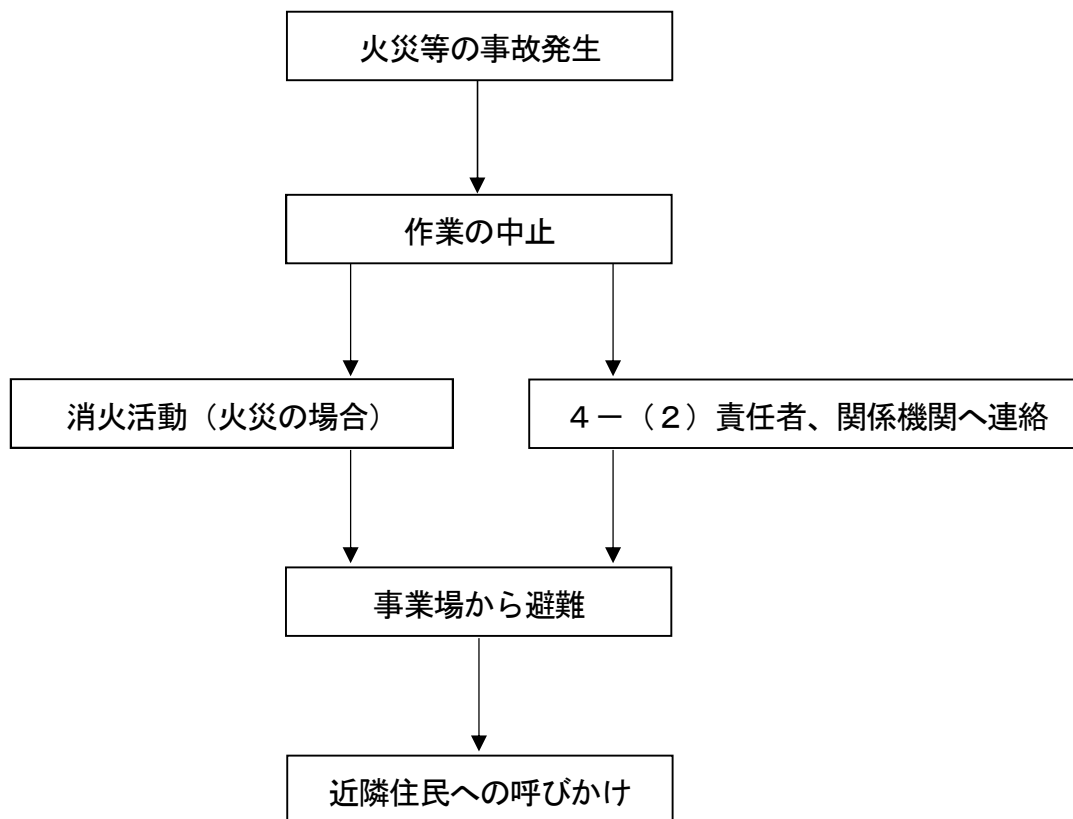
・金属スクラップ



・〇〇〇



(3) 事故時における対応フロー



2 事業場の配置図

事業場内の搬入・搬出の出入口、各特定再生資源の保管の場所、破碎等の場所、その他施設・設備の設置場所、保管の事業で発生した廃棄物の保管場所などが、分かる配置図を添付すること。

3 特定再生資源の保管等に関する作業方法

(1) 各作業に共通する事項

- ・現場責任者が事業場を不在にしている時間は、全ての作業を行わない。

(2) 受取り作業

①作業手順

- ・事業場入口の台貫で重量を計量する。
- ・取り扱える特定再生資源以外を誤って受け取らないよう、必ず受取り時に検査する。受取り時の検査は、原則として従業者の目視確認により行い、内容物が分かりづらい雑品スクラップ等の場合は、展開検査を実施する。その際、特に火災発生の原因となるような電池や潤滑油を含む特定再生資源を確実に把握する。
- ・特定再生資源ごとに決められた場所へ移動させ、保管する。
- ・特定再生資源の受取り毎に、取引台帳に取引の内容（特手再生資源の取引の年月日、取引の相手方の名称等、取引した特定再生資源の種類及び数量）を記録する。

②注意事項

受取り作業に当たっては、以下の点に注意する。

- ・作業時間（〇時～〇時）以外には、受取り作業を行わない。
- ・目視確認、展開検査によって電池、潤滑油等の火災発生の原因となる物品を確認したときは、その場で分離し、決められた場所で保管すること。
- ・保管の高さ等の基準を超過する可能性がある場合には、特定再生資源を受取らない。
- ・取り扱えない特定再生資源（許可を受けていない特定再生資源や有害使用済機器など）については、受取りを拒否し、持ち帰らせる。

(3) 保管作業

①保管の場所（一覧）

保管の場所	位置	面積（実測）	保管物の区分	保管の高さ（最高）
1	配置図のとおり	200㎡	雑品スクラップ	5.0m
2	配置図のとおり	200㎡	雑品スクラップ	4.0m
3	配置図のとおり	200㎡	金属スクラップ	6.0m
4	配置図のとおり	60㎡	金属スクラップ	2.5m
5	配置図のとおり	150㎡	プラスチック類	3.0m

②保管の作業の方法及び手順

・保管の場所 1

主な記載内容

①保管をする特定再生資源の区分等

②保管の作業の具体的な方法及び手順

作業時間、保管物の積上げ方（囲いとの位置関係、山の形状）、コンテナ、フレコンバッグ等の保管容器の使用状況、許可された保管高さ以下であることの確認、保管物が保管場所からはみ出していないかの確認など

③汚水又は油の対応方法

汚水又は油の発生状況の確認、回収方法など。

④悪臭の対応方法

消臭剤散布などの悪臭発散の防止方法など。

⑤騒音・振動の対応方法

作業時間の定め、騒音・振動を最小限にする作業方法の工夫など。

⑥ねずみ、蚊及びはえ等の対応方法

薬剤散布、保管の場所の清掃などのねずみの生息、蚊及びはえ等の発生防止方法。
など

・保管の場所 2

・保管の場所 3

③注意事項

保管の作業に当たっては、以下の点に注意する。

- ・作業時間（〇時～〇時）以外には、保管の作業は行わない。
- ・決められた保管場所以外では、特定再生資源の保管を行わない。
- ・保管場所ごとに定めた保管物の区分及び保管の方法を遵守して保管をする。

（４）破砕等作業

①破砕等の場所（一覧）

破砕等の場所	位置	面積（実測）	破砕等の種類	破砕等の方法（概要）
1	配置図のとおり	1 0 0 m ²	破砕	破砕機による破砕
2	配置図のとおり	2 0 0 m ²	切断	ガス溶断による切断
3	配置図のとおり	2 0 0 m ²	圧縮	圧縮機による圧縮
4	配置図のとおり	1 0 0 m ²	洗浄	水洗施設による洗浄
5	配置図のとおり	1 0 0 m ²	解体	手作業による解体

②破砕等の用に供する設備の種類、数量、設置場所及び能力（一覧）

設備番号	設備の種類	設備の数量	設備の設置場所	処理能力
A	破砕機	1	配置図のとおり	〇〇.〇〇t/h
B	ガス溶断器	1	配置図のとおり	△.△△t/h
C	圧縮機	1	配置図のとおり	□□□.□□t/h
D	水洗設備	1	配置図のとおり	●.●●t/h

③破砕等の作業の方法及び手順

・破砕等の場所 1

主な記載内容

①破砕等の種類（破砕・切断・圧縮・解体・洗浄）

②破砕等の作業の具体的な方法及び手順

- ・破砕等の用に供する設備
- ・破砕等の作業の前に行う処理（手選別、電池・潤滑油等の回収など）、
- ・破砕等された物の性状、破砕等された物の保管場所

③洗浄等で発生する汚水の対応方法

汚水の回収及び処理方法を記載。

場外に放流しない場合：汚水を回収する方法、回収フロー図など。

場外に放流する場合：排水処理設備の設置、汚水の処理フロー図、放流先、排水の基準など。

④ガス溶断等で発生する悪臭の対応方法

消臭剤散布などの悪臭発散の防止方法など。

⑤騒音・振動の対応方法

作業時間の定め、騒音・振動を最小限にする作業方法の工夫など。

⑥ねずみ、蚊及びはえ等の対応方法

薬剤散布、破砕等の場所の清掃などのねずみの生息、蚊及びはえ等の発生防止方法。

など

・破砕等の場所 2

・破砕等の場所 3

④注意事項

破砕等の作業に当たっては、以下の点に注意する。

- ・作業時間（〇時～〇時）以外には、破砕等の作業は行わない。
- ・決められた場所以外では、破砕等の作業は行わない。
- ・破砕等の場所ごとに定めた破砕等の作業の方法を遵守して破砕等をする。

(5) 引渡し作業

①作業手順

- ・ 所定の保管の場所に移動し、積込みを行う。
- ・ 事業場入口の台貫で重量を計量する。
- ・ 取引台帳に、引渡しの都度、取引の内容（特定再生資源の取引の年月日、取引の相手方の名称等、取引した特定再生資源の種類及び数量）を記録する。

②注意事項

引渡しの作業に当たっては、以下の点に注意する。

- ・ 作業時間（〇時～〇時）以外には、引渡し作業は行わない。
- ・ 引渡し先も、特定再生資源の屋外保管を行う事業者である場合は、県条例その他の条例等に基づく許認可等を有する事業者であることを確認して、取引を行う。

4 事業場、事業に供する設備、生活環境保全の維持に関する計画

(1) 維持管理計画表

必要に応じて項目を追加すること。

	点検箇所・ポイント	点検時期（頻度）	維持管理の方法
囲い	①変形又は破損の有無 ②施錠の適否	①②毎日 (始業時・終業時)	①補修（→補強工事等） 保管物の移動
床面	①ひび割れ ②鉄板溶接部の隙間の有無 ③油膜 ④汚水	①②毎日 (始業時・終業時) ③④随時	①②補修 ③油膜、汚水の拭取り
標識	①破損等	①毎週（○曜日）	①補修
油水分離装置	①流末排水溝での油膜の有無 ②堆積物の量 ③降雨予想時の廃液等の抜取り確認	①毎日 ②毎週（○曜日） ③降雨予想時	①回収 →廃棄物として処理 ②汚泥・堆積物の除去 ③槽内の確認、適宜回収
排水溝	①破損等 ②ごみ・異物	①毎週（○曜日） ②随時	①直ちに補修 ②適宜汲み取る
排水処理設備	①破損等 ②放流水質	①毎週（○曜日） ②異常発生時	①補修 ②使用停止 →原因究明
破碎機	①破損等	①毎日	①応急措置 →補修

(2) 特定再生資源屋外保管事業場の維持に関する計画

①囲いの維持管理方法

- ・ 毎日、始業時及び終業時にひび割れ等、異常がないことを確認する。
- ・ 異常を発見した場合には、直ちに補修する。この際、崩落の危険がある場合には、崩落の危険をなくすために当該囲いに荷重がかかる保管物を荷重がかからない位置まで移動させる。
- ・ 囲いの補強工事等で囲いの構造が変わる場合には、変更許可の手続きが必要になることがあるため、事前に県に報告し、確認を受けてから工事を行う。

②床面の維持管理方法

- ・ 毎日、始業時及び終業時にひび割れ等、異常がないことを確認する。
- ・ 異常を発見した場合には、直ちに補修する。
- ・ 床面に汚水又は油が溜まっていた場合には、随時、拭取り等により清掃する。
- ・ 床面に破損等（コンクリートのひび割れ、鋼板の破断、鋼板溶接部の隙間の発生など）を発見した場合には、直ちに補修を行う。

③標識の維持管理方法

- ・ 標識に汚れ、破損等がないか、定期的に確認する。
- ・ 汚れ、破損等により、記載事項が読めなくなりそうなときは、補修するか作り直しを手配する。
- ・ 標識の記載事項に変更が生じたときは、県へ報告、必要な手続を行った上で、速やかに書換える。

(3) 油水分離装置、排水溝等の設備の維持管理方法

- ・ 油水分離槽の上には、物を置かない。
- ・ 常時、各槽に吸着マットを浮かべ、浮遊油を除去する。
- ・ (1)の計画に基づいて、定期的な点検を行う。点検は、各槽の蓋を開け、油膜の状況、槽のひび割れの状態を確認する。
- ・ 各槽の状況に応じて随時、吸着マットを交換し、必要に応じてひしゃく等で各槽内の廃油を専用のドラム缶に回収する。また、定期的に各槽内に溜まった汚泥・堆積物を除去する。
- ・ 回収した廃油や汚泥等の廃棄物は(8)の業者に処理を委託し、適正に処理する。
- ・ 天気予報により降雨が予想される場合は、事前に各槽内を確認し、流入量の増加によって、溜まっている油等が場外に溢れないように、あらかじめ油の回収や汚泥・堆積物の除去を行う。
- ・ 排水溝は、(1)の計画に基づいて、定期的な点検を行う。
- ・ 排水溝に破損等を発見したときは、直ちに補修を行う。
- ・ ごみや異物によって排水溝のつまりが生じていないか随時、確認し、ごみや異物がある場合は、その都度撤去・清掃を行う。

(4) 電池、潤滑油等の火災発生や延焼の原因となるものの回収・処理方法

- ・ 受取り作業の際に電池、潤滑油等の火災発生や延焼の原因となる特定再生資源を展開検査等で回収する。
- ・ 回収したものは、決められた場所で保管する。
- ・ 定期的に業者に売却、または(8)の業者に処理を委託し、適正に処理する。

(5) 汚水又は油の飛散、流出及び地下浸透、悪臭の発散の防止方法

- ・ 排水処理設備に破損等、異常がないか毎週〇曜日に確認する。
- ・ 排水処理設備等に異常があり、事業場外への排水に油等の浮遊や濁り、着色等の異常を発見した場合には、直ちに水を使用する作業、排水を中止し、県に報告する。
- ・ 原因を特定し、有効な対策が講じられるまで、水を使用する作業、排水を再開しない。

- ・油が床面に飛散した場合は、ウエスで速やかに拭きとり、ウエスを専用のドラム缶で保管する。
- ・床面の破損等で、汚水又は油が地下浸透するおそれがある場合は、水を使用する作業を中止し、床面の水を回収する等の措置をすること。
- ・悪臭を感じた際は、必要に応じて脱臭剤を散布する。
- ・可能な限り悪臭の原因箇所を調査し、原因となった特定再生資源等を適切に管理する。

(6) 騒音、振動の防止方法

- ・高所から保管物を落下させて破砕するなど、囲いや床面に強い衝撃を与え、また、著しい騒音・振動を発生させるような危険な作業は行わない。
- ・作業時間は、〇時から〇時までとし早朝や夜間作業を行わない。また土日曜日・祝日は、全ての作業を行わない。
- ・上記の時間帯にかかわらず、保管の作業に用いる重機等や、破砕機等については、稼働時間ができるだけ短時間になるよう、効率の良い作業計画の作成に努める。

(7) ねずみ、蚊及びはえ等の防止方法

- ・必要に応じて、薬剤等によりねずみの生息、蚊及びはえ等の発生を防止する。
- ・ねずみの生息、蚊及びはえ等が発生しないよう、保管の場所が常に清潔となるよう定期的に清掃する。
- ・蚊の発生を防止するため、保管の場所に雨水が貯まらないよう床面に傾斜をつける。

(8) 廃棄物の処理方法

事業活動に伴って発生した産業廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物処理業の許可業者に委託して、適正に処理する。

①汚泥

- ・産業廃棄物を保管する場所
配置図のとおり。
- ・収集運搬の委託先
委託先：株式会社〇〇（許可番号：第△△△号）
- ・中間処理の委託先
委託先：□□株式会社（許可番号：第▲▲▲号）

必要に応じて項目を追加すること。

②廃油

③〇〇

(9) 破碎等の用に供する設備の維持管理方法

① 破碎機

- ・ 毎日、破碎機に破損等、異常がないか確認する。
- ・ 異常を発見した場合には、直ちに使用を中止し、修理を依頼する。
- ・ 毎日の点検のほか、業者に依頼し、年〇回定期検査を実施する。

必要に応じて項目を追加すること。

②〇〇

5 火災予防等の措置

(1) 火災予防上の措置

①危険物への対応

(ア)貯蔵・取扱いをする危険物の品名

- ・軽油
- ・廃油（ギヤー油、シリンダー油等）

(イ)管理者の選任

危険物の取扱いに関する管理者を選任する。

危険物管理責任者：〇〇 〇〇

危険物管理責任者：〇〇 〇〇

(ウ)消火設備の配置等

別図のとおり。

消火器の設置場所、本数等が分かる配置図を添付すること。

(エ)危険物の貯蔵及び取扱い

事業に使用する燃料、回収した廃油等は、消防法及び〇〇市火災予防条例に従い、貯蔵及び取扱いを行う。

②指定可燃物への対応

(ア)貯蔵・取扱いをする指定可燃物の品名

- ・合成樹脂類

(イ)〇〇市火災予防条例への対応

事業場内の指定可燃物については、〇〇市火災予防条例の指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等に従って、貯蔵及び取扱いを行う。

③高圧ガス保安法への対応

アセチレン等可燃性ガスと酸素を使用して溶接・溶断作業を行う場合は、高圧ガス保安法の「貯蔵方法の技術上の基準」及び「その他消費の技術上の基準」に従って貯蔵・消費を行う。

④労働安全衛生法への対応

アセチレン溶接装置等を試用して溶断する場合

作業主任者：〇〇 〇〇

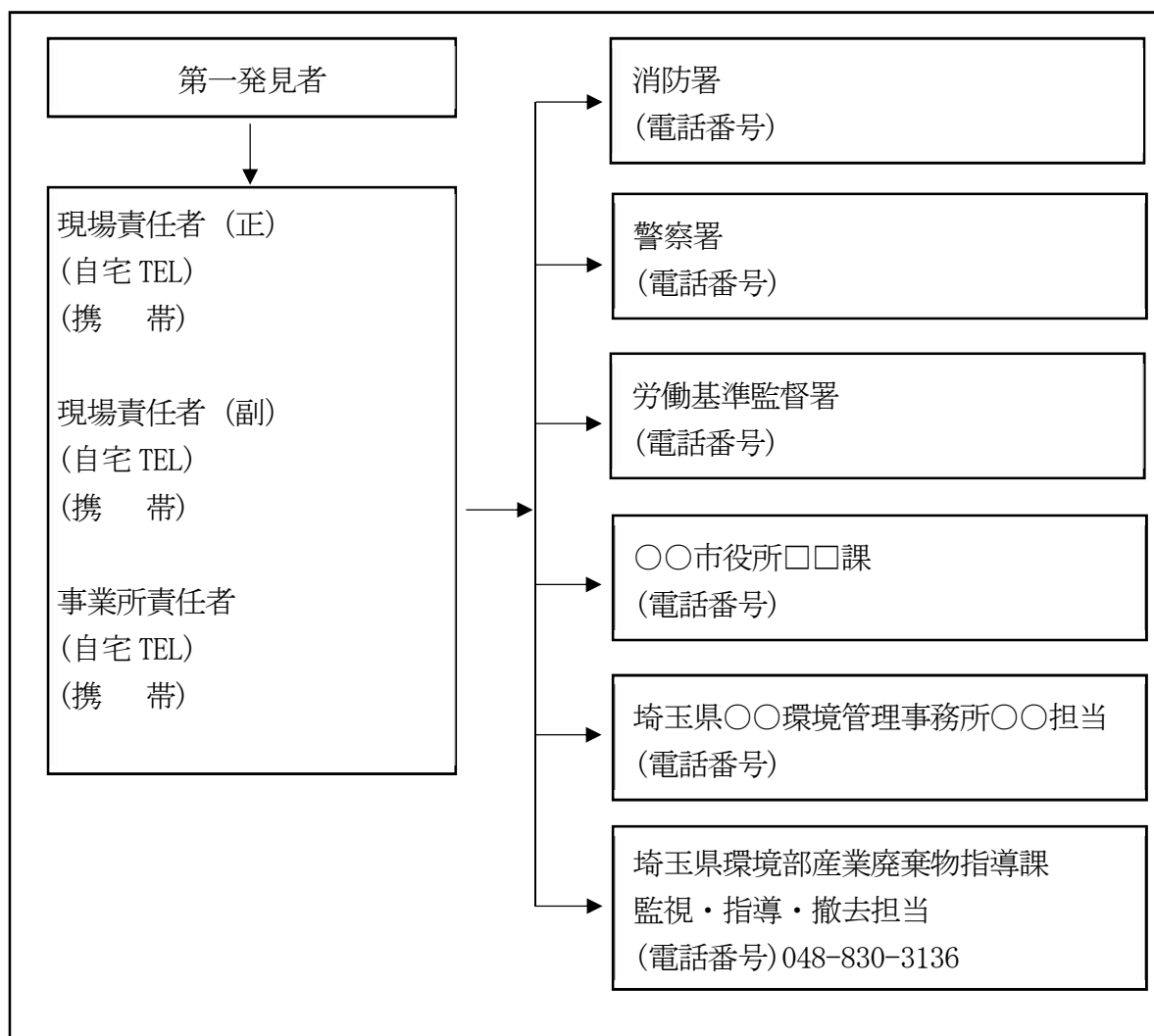
(2) 事故等の措置

①緊急通報

- ・事業場で火災が発生した等の緊急事態が発生した際は、消防、救急、警察等に連絡する。
- ・〇〇環境管理事務所、埼玉県環境部産業廃棄物指導課監視・指導・撤去担当にも電話で状況報告をする。
- ・事故の状況及び措置の内容を記載した事故状況等届出書を速やかに提出する。

②緊急連絡体制

連絡先を記載した**緊急連絡体制図**を事業場内及び事務所にしやすい場所に掲示する。



(3) 従業者への周知・教育・訓練

①周知・教育・訓練の概要

- ・標準作業書に基づいて、アルバイトを含めた全従業者に必要な教育を行う。
- ・現場責任者については、確実に実施し、適正な事業が行われるよう業務を管理・監督する責任を負うため、常に標準作業書の内容に精通しておく。
- ・危険物の取扱い、高圧ガスの取扱い等について従業員全員が理解・実践できるように年〇回、周知・教育を実施する。
- ・緊急時における措置について、年〇回訓練を行う。
- ・外国人従業者について、標準作業書や作業方法が理解できるよう外国語版の標準作業書の作成や適切な教育を行う。

②周知・教育項目

- ・標準作業書に記載された各作業方法の確認
- ・緊急時（火災時等）の対応訓練、連絡体制の確認
- ・危険物（ガソリン、軽油等の燃料など）、アセチレン、高圧ガスの基礎知識と取扱い方法の確認
- ・消火器等消火設備の取扱い方法
- ・苦情、要望等への対応方法の確認

(4) その他の措置

主な記載事項

他法令等の基準、届出等の状況などを記載（水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、市町村条例など）